

四日市港管理組合公報

第922号

平成25年8月1日

木曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合公印規則の一部を改正する規則 (経営企画課) 1

告 示

- 会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員 (出納室) 3

規 則

四日市港管理組合公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年8月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 2 号

四日市港管理組合公印規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合公印規則（昭和41年四日市港管理組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表職印の部出納員印の款を次のように改める。

出納員印	方 21	四日市港 管理組合 経営企画 部〇〇課 出納員印	てん書	木	出納事務用	経営企画部 経営企画課、 振興課及び 管理課
------	------	--------------------------------------	-----	---	-------	---------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員

〔平成25年 8 月 1 日〕
〔告示 第 12 号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、平成25年 8 月 1 日から施行し、会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員（平成20年四日市港管理組合告示第4号）は、平成25年 7 月31日限りで廃止します。

委任を受けた者	委 任 事 務 の 範 囲
四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号。以下「規則」という。）第3条第2項第1号に定める出納員	財産（物品及び債権を除く。）の記録管理を行うこと。
規則第3条第2項第2号及び第3項に定める出納員	1 課において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 2 課において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 3 課に属する物品の出納及び保管を行うこと。 4 課において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 5 課において所掌する現金、物品及び債権の記録管理を行うこと。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成25年 8 月 1 日発行 四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1 (電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>